学校における医療的ケアの必要な児童生徒等 への対応について

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課



学校における医療的ケア・教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

- 〇 いわゆる「医療的ケア」とは、法律上に定義されている概念ではないが、一般 的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部 の衛生管理等の医行為を指す。
- 医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア

特定行為(※)

- 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管力ニューレ内の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養

※認定された教員等が登録特定行為事業者において 実施可 特定行為以外の、学校で行われている医行為(看護師等が実施)

本人や家族の者が医行為を行う場合 は違法性が阻却されることがあると されている。

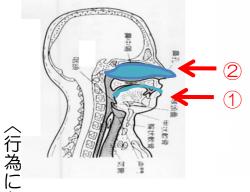
学校における医療的ケア及び教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

教員等が行うことのできる医療的ケア(特定行為)の内容と範囲

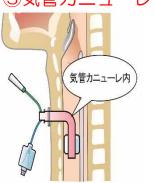
喀痰吸引(たんの吸引)

筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

①口腔内 ②鼻腔内



③気管カニューレ内



教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前まで を限度とする。

の留意点〉

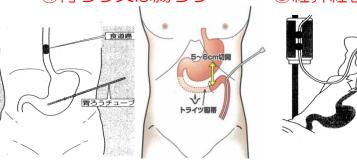
教員等によるたんの吸引は、 気管カニューレ内に限る。 カニューレより奥の吸引は 気管粘膜の損傷・出血など の危険性がある。

経管栄養

摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事 を摂ることができない、または十分な量をと れない場合などに胃や腸までチューブを通し、 流動食や栄養剤などを注入する。

④胃ろう又は腸ろう





胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。

留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」(平成23年11月 11日 社援発1111 1第1号厚生労働省社会・援護局長通知)より要約

学校における医療的ケア及び教員等が行うことのできる医療的ケアの内容と範囲

学校において行われる医療的ケアの例

 医療的ケアの例	
栄養	●経管栄養(鼻腔に留置されている管からの注入)
	●経管栄養(胃ろう)
	●経管栄養(腸ろう)
	経管栄養(口腔ネラトン法)
	I V H 中心静脈栄養
呼吸	●□腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)
	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より奥の気道)
	経鼻咽頭エアウェイ内吸引
	●気管切開部(気管カニューレ内)からの吸引
	気管切開部(気管カニューレ奥)からの吸引
	気管切開部の衛生管理
	ネブライザー等による薬液(気管支拡張剤等)の吸入
	経鼻咽頭エアウェイの装着
	酸素療法
	人工呼吸器の使用
排泄	導尿(介助)
その他	

●:特定行為

学校における医療的ケアの実施について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について (平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知)」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書(平成23年12月9日)」より要約

<特別支援学校における特定行為>

- <u>看護師等の適切な配置を行う</u>とともに、主治医等からの指示書のもと、看護師等を中心に<u>教員等が連携協力して特定行為に当たる</u>こと。児童生徒等の 状態に応じ、必ずしも看護師等が直接特定行為を行う必要がない場合であっ ても、<u>看護師等の定期的な巡回等、医療安全を確保するための十分な措置</u>を 講じること。
- 特別支援学校において<u>認定特定行為業務従事者となる者</u>は、医療安全を確実に確保するために、対象となる特定の児童生徒等の障害の状態等を把握し、信頼関係が築かれている必要があることから、<u>特定の児童生徒等との関係性が十分ある教員が望ましい</u>こと。また、<u>教員以外の者について</u>、例えば、<u>同様の関係性が十分認められる介助員等の介護職員</u>が担当することも考えられること。
- <u>教育委員会の総括的な管理体制</u>の下に、特別支援学校において<u>学校長を中</u> <u>心に組織的な体制を整備</u>すること。また、<u>医師等、保護者等との連携協力の</u> <u>下に体制整備</u>を図ること。

学校における医療的ケアの実施について

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について (平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等教育局長通知)」「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議報告書(平成23年12月9日)」より要約

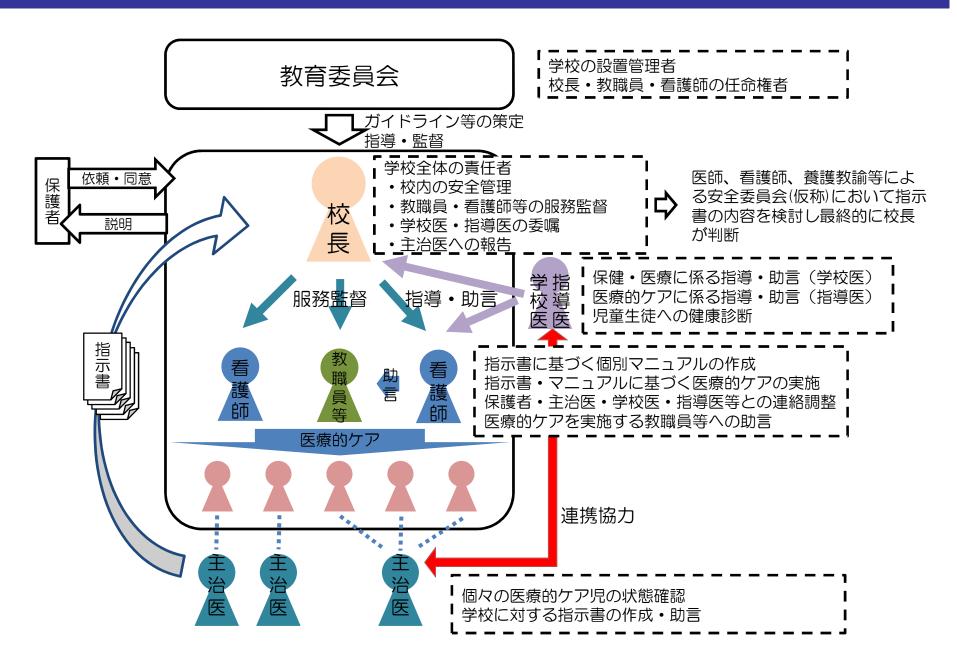
<小中学校等おける特定行為>

- 原則として看護師等を配置又は活用しながら、<u>主として看護師等が医療的</u> ケアに当たり、教員等がバックアップする体制が望ましいこと。
- 〇 児童生徒等が必要とする特定行為が軽微でかつ実施頻度が少ない場合には、 介助員等の介護職員について、特定の児童生徒等との関係性が十分認められ た上で、その者が特定行為を実施し看護師等が巡回する体制が考えられること。
- <u>教育委員会の総括的な管理体制</u>の下に、各学校において<u>学校長を中心に組織的な体制を整備</u>すること。また、<u>医師等、保護者等との連携協力の下に体</u>制整備を図ること。

<特定行為以外の医行為>

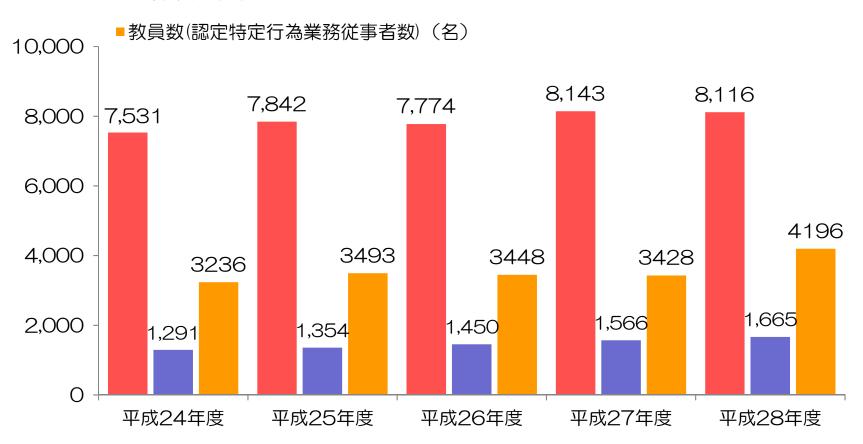
○ 特定行為以外の医行為については、<u>看護師等が行うもの</u>であるが、教育委員会の指導の下に、基本的に<u>個々の学校において、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を判断</u>しながら、<u>対応可能性を検討</u>すること。その際には主治医又は指導医、学校医や学校配置の看護師等を含む学校関係者において慎重に判断すること。

医療的ケアの実施体制(特別支援学校の例)



(特別支援学校)

- ■幼児児童生徒数(名)
- ■看護師数(名)

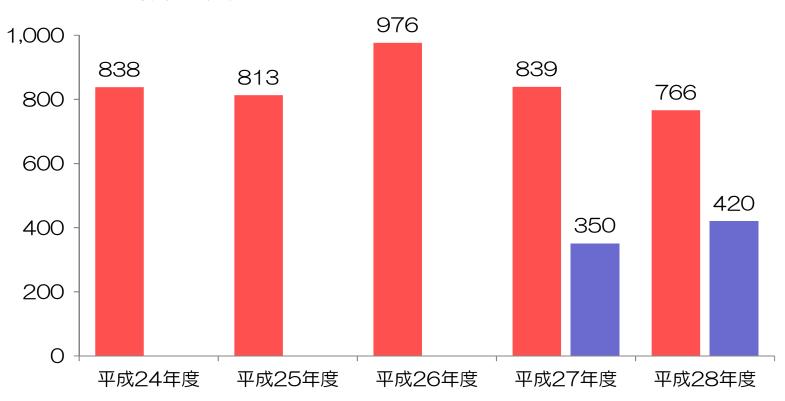


※看護師数及び教員数については、25~27年度は9月1日現在。 平成28年度は年度中に医療的ケアを実施する者(予定を含む。)

(小•中学校)

■児童生徒数(名)

■看護師数(名)

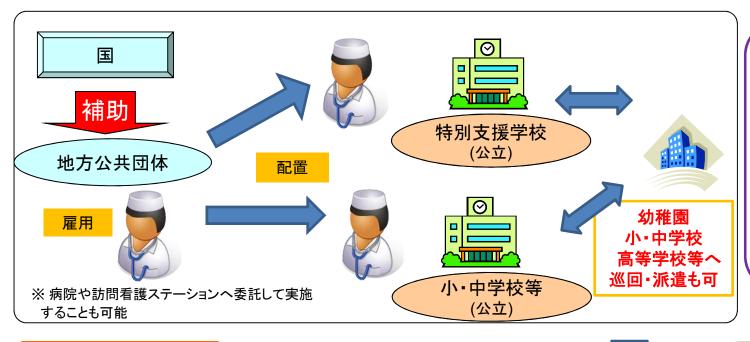


※ 看護師数は平成27年度から調査。

医療的ケアのための看護師配置事業(切れ目ない支援体制整備充実事業) 平成30年度概算要求額 1,050百万円(平成29年度予算額 840百万円)

近年、学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。

これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等行う。



想定される業務例

- ・医療的ケアの実施
- ・教員への指導・助言
- ・研修の講師 等



補助金概要

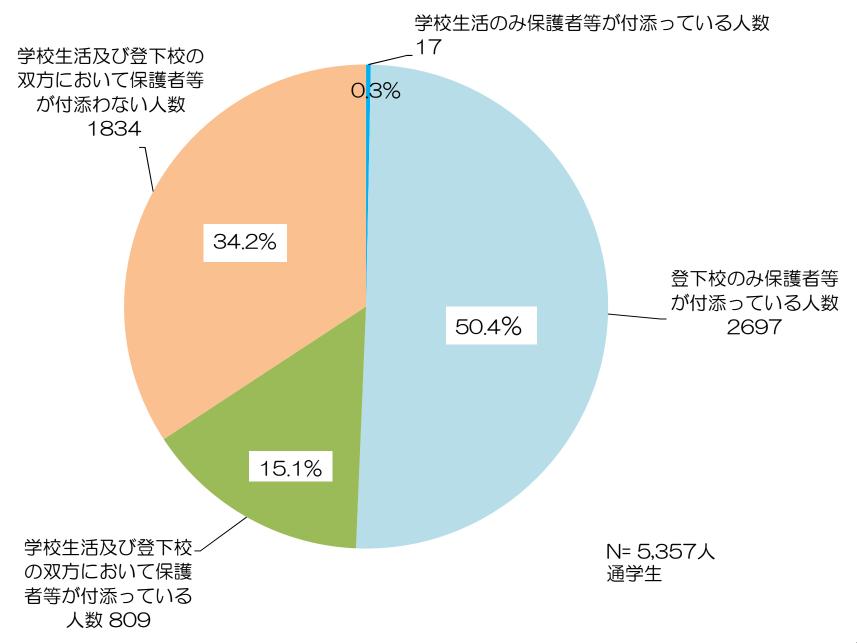
- ◇補助率:1/3
- ◇配置人数:1,500人 (平成 29年度:1,200人)
- ◇補助対象経費:看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費等

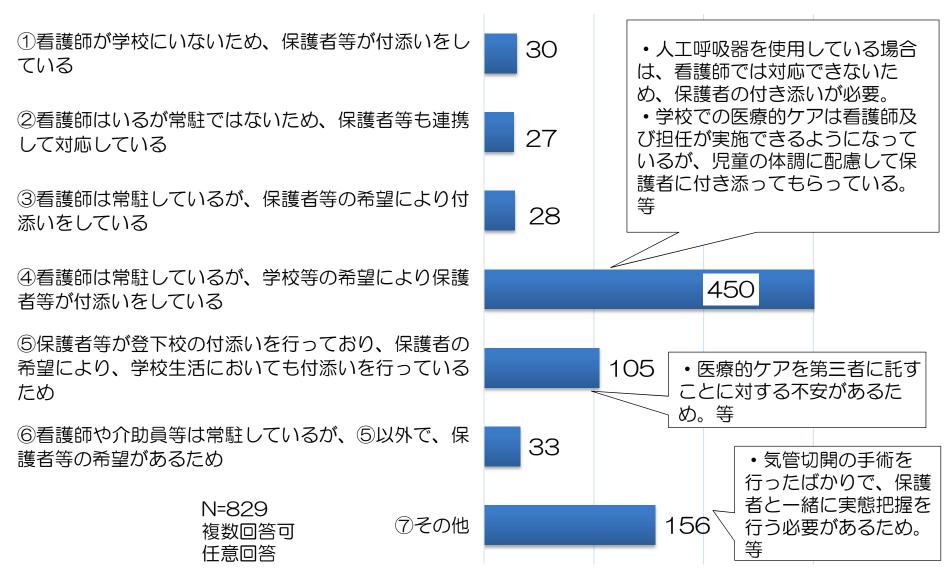
文部科学省

◇都道府県・市区町村 ※平成29年度より、市 区町村についても、間 接補助ではなく、都道府 県に事務委任し、直接 補助。

特別支援学校の学校生活及び登下校における保護者等の付添い人数

【文部科学省調査結果より】





学校における医療的ケア実施体制構築事業

平成30年度概算要求額63百万円(平成29年度予算額 45百万円)

医療技術の進歩等を背景として、例えば、<mark>酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。</mark>

学校において、こうした高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先:都道府県·指定都市教育委員会·市町村教育委員会 ◆委託箇所:17地域

学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業(対象校:公立特別支援学校及び小・中学校等)

- 医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱 し、校内支援体制の充実を図る。
 - 学校巡回指導
 - 校内医療的ケア運営委員会での助言
 - ・医療的ケアに関する相談に対する助言等
- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。
- 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協 議会において、高度な医療的ケア等に対応するた めの医療的ケア実施マニュアル等を作成。

教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。

